

第3次生活排水対策推進計画

令和7年4月

松戸市

目次

1	生活排水対策重点地域の指定	3
2	計画期間	3
3	本計画の対象	3
4	市内の公共用水域の水質の現状	5
	(1) 市内の公共用水域	5
	(2) 水質の現状	7
5	前計画の事後評価	9
	(1) 重点地域の目標水質の評価	9
	(2) 生活排水処理施設の整備の評価	9
6	本市における生活排水対策に関連する計画等	12
	(1) 計画の概略	12
	(2) 上位計画と本計画の関係	14
	(3) 本市に係る生活排水対策に関連する計画等	14
7	生活排水対策の実施の推進に関する基本的方針	15
	(1) 目指すべき水環境	15
	(2) 対策実施の基本的方針	15
	(3) 河川流域ごとの基本的方針	15
	(4) 重点地域の目標水質	16
8	生活排水処理施設の整備に関する事項	17
	(1) 下水道整備	17
	(2) 生活排水処理の推計	17
	(3) 生活排水処理施設の整備に関する目標	18
9	生活排水対策に係る啓発に関する事項	19
	(1) 広報誌の活用	19
	(2) ホームページ等での情報提供の充実	19
	(3) 啓発イベントの実施	19
10	その他の生活排水対策の実施の推進に関し必要な事項	20
	(1) 公共下水道（処理区域内）への接続促進	20
	(2) 浄化槽の適正な維持管理等に関すること	20
	(3) 水質汚濁防止法特定施設に関すること	21
11	環境省、千葉県からの通知	21

第 3 次生活排水対策推進計画（以下、「本計画」という。）は、水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号。)第 14 条の 9 第 1 項の規定に基づく計画です。

1 生活排水対策重点地域の指定

平成 3 年 3 月 30 日付け千葉県告示第 399 号をもって、市域全域（下水道処理区域を除く。）が生活排水対策重点地域（以下、「重点地域」という。）に指定されました。

なお、重点地域の指定の理由は次のとおりです。

江戸川の流入河川である坂川、新坂川、国分川は、それぞれ松戸市内の人口密集地区を流域とするため汚濁が著しく、その汚濁要因には生活排水の占める割合が大きく、生活排水対策の実施を推進する緊急性が高いと認められるので、生活排水対策重点地域に指定し、生活排水対策の推進を図る。

2 計画期間

本計画は、令和 13 年度までの計画とします。

3 本計画の対象

重点地域は図 1 のとおり市域全域（下水道処理区域を除く。）となります。

生活排水とは、生活雑排水（炊事、洗濯、入浴等の排水）及びし尿の両方を含むものですが、このうち、し尿については未処理での放流が禁止されていますので、生活雑排水が本計画の対策の対象とする生活排水となります。

また、水質汚濁防止法の規定では、生活排水対策とは、「生活排水の排出による公共用水域の水質の汚濁の防止を図るための必要な対策」となっています。そこで、生活排水対策は①下水道整備による水洗化、②みなし浄化槽（単独処理浄化槽）の合併処理化、③合併処理浄化槽の高度処理化などがありますが、松戸市は下水道の整備が進んでいるため、下水道整備による水洗化を本計画の主な生活排水対策とします。

4 市内の公共用水域の水質の現状

(1) 市内の公共用水域

松戸市の主な河川は江戸川、坂川、新坂川及び国分川などがあります。松戸市内の主な河川は図 2-1 のとおりです。

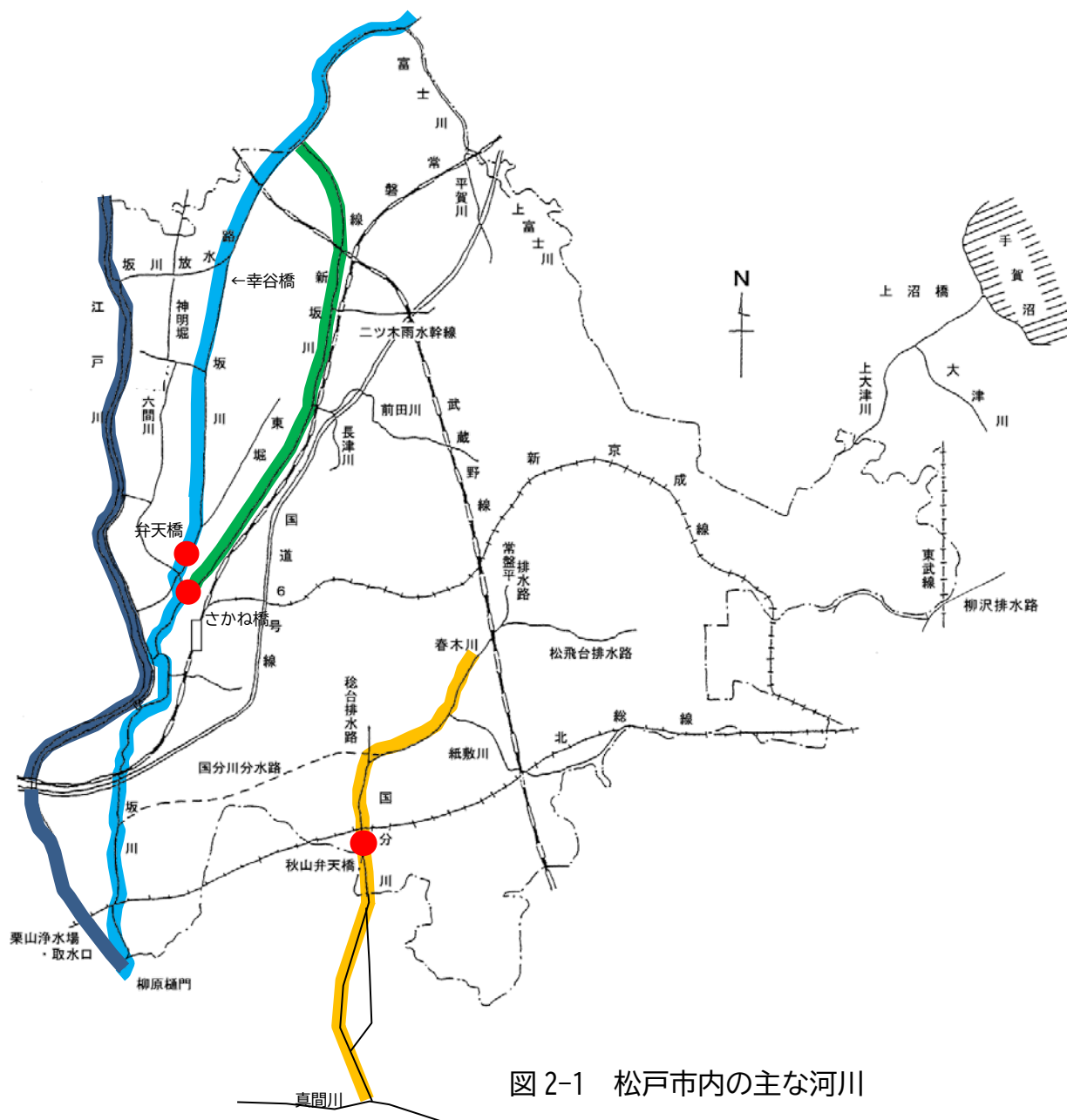


図 2-1 松戸市内の主な河川

ア 江戸川

江戸川は、茨城県と千葉県の県境で利根川から分派し、埼玉、千葉、東京の都県境を流下し、東京湾に注ぐ延長約 60km の一級河川で、古くから農業及び水産用水源として利用され、近年では上水道、工業用水道源として

の重要な河川です。

イ 坂川、新坂川

坂川は、本市に隣接する流山市、柏市の上流域を水源として流下し、流域面積は約 36km²で市域のほぼ 58%を占めます。幸谷橋地先で放水路と分岐し市内西側を流下し江戸川に至ります。

降った雨が坂川に流れる地域を坂川流域と呼びます。また、新坂川、富士川、六間川など坂川にそそぐ河川を合わせて坂川水系と呼びます。

古くは、農業用水として利用されていましたが、近年では住宅地域からの生活排水及び工場排水の放流河川と化し、特に生活排水による水質汚濁が問題とされてきました。

また、江戸川に直接流れ出る坂川の水は千葉県、東京都の浄水場の取水口の近くにあるため、その水質は常に人々の関心のあるところです。

このため、国・県及び流域自治体は「江戸川・坂川清流ルネッサンス事業」として江戸川、坂川の水質を改善するため、河川浄化施設や流水保全水路※を整備し、対策を講ずるとともに、坂川流域での水循環の健全化を図るよう努力してきました。

坂川（弁天橋）及び新坂川（さかね橋）の水質経年変化を見ると、上記施策の他に生活排水等の対策として下水道の整備及び啓発活動等の効果が現れ、環境基準を達成（図 2-2, 3 参照）しています。

※流水保全水路：ふれあい松戸川のこと。江戸川の水を安全で良好な水質にするため、汚れのひどい坂川河川水を下流へバイパスするため整備された水路です。

ウ 国分川

国分川は、流域面積は約 21km²で市域の約 34%を占めています。

松飛台工業団地、稔台工業団地、金ヶ作終末処理場、東部クリーンセンターの排水及び周辺の家庭からの排水が集まり、下流の市川市で真間川を経て江戸川と東京湾に至ります。

国分川をはじめ降った雨が真間川に流れる地域を真間川流域と呼びます。また、国分川、紙敷川、春木川など真間川にそそぐ河川を合わせて真間川水系と呼びます。

平成 18 年度以降は継続して環境基準を達成（図 2-4 参照）しています。このことについては、河川汚濁の主な原因である生活排水の対策として、下水道の整備及び合併処理浄化槽の推進による汚濁負荷の軽減があげられます。

また、河川における環境に配慮した護岸等の整備（多自然川づくり）により、徐々に河川の自浄化能力が回復し、環境基準を達成したものと推定されます。

（２）水質の現状

河川には水質保全行政の目標として、達成維持されることが望ましい環境基準というものが定められています。

また、生活環境の保全に関して、公共用水域を水域の利用目的、水質汚濁の状況、水質汚濁源の立地状況などを考慮して水質類型の指定が行われます。坂川、新坂川、国分川は、中小規模で流量が少なく市内の生活排水や工場・事業場排水等が集まるもので、水質類型をE類型に指定されました。

河川における環境基準と水質類型指定状況は次の表１のとおりです。

表１ 生活環境の保全に関する環境基準 河川

項目／類型		AA	A	B	C	D	E
環境基準	水素イオン濃度（pH）	6.5 以上 8.5 以下	6.5 以上 8.5 以下	6.5 以上 8.5 以下	6.5 以上 8.5 以下	6.0 以上 8.5 以下	6.0 以上 8.5 以下
	生物化学的酸素要求量（BOD）	1 mg/L 以下	2 mg/L 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	8 mg/L 以下	10 mg/L 以下
	浮遊物質（SS）	25 mg/L 以下	25 mg/L 以下	25 mg/L 以下	50 mg/L 以下	100 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと
	溶存酸素量（DO）	7.5 mg/L 以上	7.5 mg/L 以上	5 mg/L 以上	5 mg/L 以上	2 mg/L 以上	2 mg/L 以上
	大腸菌数	20 CFU /100 mL 以下	300 CFU /100 mL 以下	1,000 CFU /100 mL 以下	—	—	—
流域河川の指定水域		—	江戸川上流（栗山取水口より上流）	—	大津川（全域）	—	坂川（赤坂樋門より上流） 新坂川 国分川（全域）
設定年月日		—	S45.9.1	—	S50.1.21	—	S48.7.31
河川の状態		イワナ・ヤマメが棲める		サケ・アユが棲める	コイ・フナが棲める	ドジョウが棲める	

坂川、新坂川及び国分川における、生物化学的酸素要求量（BOD）は図2-2～図2-4のようになっています。BODは、代表的な水質汚濁の指標です。松戸市が重点地域に指定された平成2年度は環境基準10mg/Lを上回り坂川では23mg/L、新坂川30mg/L、国分川26mg/Lでしたが、直近の令和5年度は、坂川2.1mg/L、新坂川3.3mg/L、国分川6.7mg/Lと環境基準を達成しています。

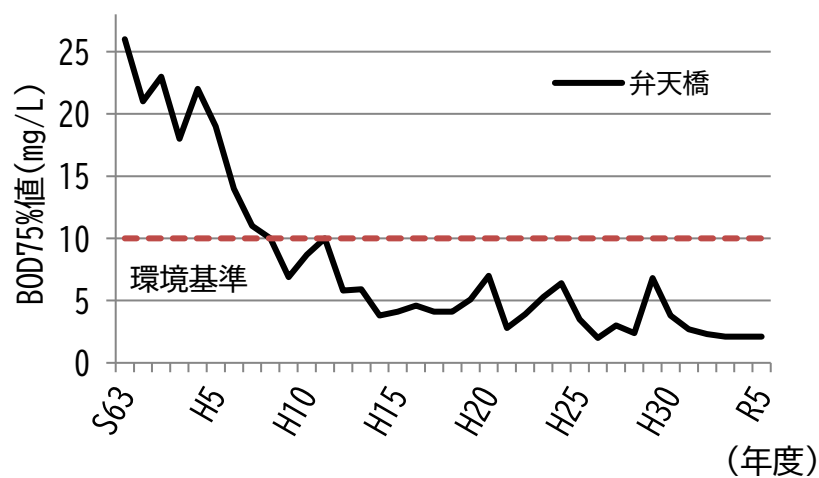


図 2-2 坂川・弁天橋（環境基準点）

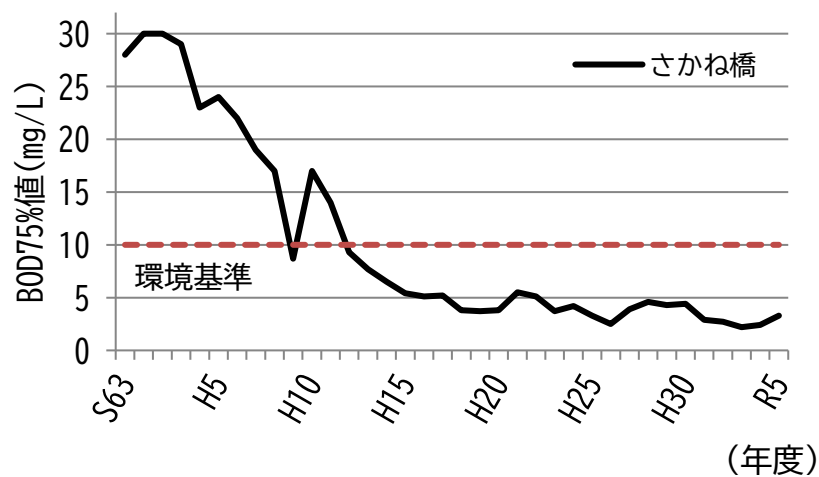


図 2-3 新坂川・さかね橋（環境基準点）

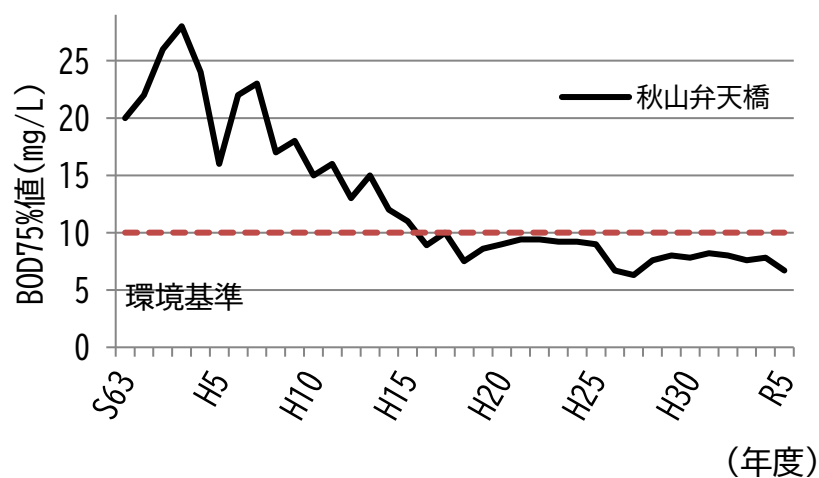


図 2-4 国分川・秋山弁天橋（環境基準補助点）

5 前計画の事後評価

坂川水系については、平成 8 年 12 月に「清流ルネッサンス 21」、平成 13 年度からは「利根川水系江戸川中流部及び坂川水環境改善緊急行動計画（以下、「清流ルネッサンスⅡ」という。）」を策定しました。

これらの清流ルネッサンス行動計画に基づき、水環境改善のため下水道整備や浄化施設の設置等の取り組みを実施してきた結果、坂川は水質・水量の改善が著しく進み、数十年の間全く見る事ができなかったアユやメダカが確認されるなど、多様な水生生物の生息環境が復活しました。

平成 23 年 10 月 21 日に「清流ルネッサンスによる江戸川中流部及び坂川河川網水環境復活宣言」が清流ルネッサンス江戸川・坂川地域協議会にて採択されました。その後は、「江戸川・坂川清流ルネッサンス連絡会」として、引き続き流域住民及び関係行政機関が連携し、水環境改善を進め維持される枠組みが形成されています。

また、国分川についても、坂川水系同様に「真間川流域水循環系再生行動計画」により流域住民及び関係行政機関が連携し、水循環系の再生を推進しています。

(1) 重点地域の目標水質の評価

前計画は目標水質を環境基準としていました。

指標となる BOD75%値は坂川弁天橋では平成 8 年度、新坂川さかね橋では平成 9 年度、国分川秋山弁天橋では平成 15 年度よりそれぞれ継続して環境基準を達成する結果となっています。

(2) 生活排水処理施設の整備の評価

ア 生活雑排水の処理の現況

公共下水道の普及が進み、また、平成 13 年 4 月 1 日に単独処理浄化槽の設置が禁止されたことから、生活雑排水未処理人口は減少してきました。

なお、松戸市内にコミュニティプラントや農業集落排水施設はありません。

以上より処理形態別人口の推移は表 2-1 のとおりとなりました。

表 2-1 処理形態別人口の推移

(単位：人)

年度	H2 年度	H22 年度	R2 年度	R5 年度
人口	455,088	478,986	498,318	498,893
生活雑排水水洗化処理人口	214,805	428,109	476,238	484,863
うち、下水道水洗化人口	159,104	358,435	418,050	429,694
うち、合併処理浄化槽人口	55,701	69,674	58,188	55,169
生活雑排水未処理人口	240,283	50,877	22,080	14,030
うち、単独処理浄化槽人口	180,988	46,222	20,372	12,746
うち、汲み取り人口	59,295	4,655	1,708	1,284
◎生活雑排水水洗化処理率	47.2%	89.3%	95.6%	97.2%

(各年度末)

◎生活雑排水水洗化処理率＝生活雑排水水洗化処理人口÷人口

平成 22 年度は人口 478,986 人のうち下水道水洗化人口が 358,435 人、合併処理浄化槽人口が 69,674 人で生活雑排水水洗化処理人口が 428,109 人 89.3%でしたが、前計画最終年度である令和 2 年度は人口 498,318 人のうち下水道水洗化人口が 418,050 人、合併処理浄化槽人口が 58,188 人で生活雑排水水洗化処理人口が合計 476,238 人 95.6%となり 6.3 ポイントの増となっています。また、直近令和 5 年度は人口 498,893 人のうち生活雑排水水洗化処理人口が合計 484,863 人 97.2%となりさらに増加しています。

イ 河川の直接浄化対策

松戸市、千葉県、国土交通省では河川直接浄化対策として、表 2-2 の事業を実施してまいりました。

平成 23 年度は 6 か所の浄化施設が稼働していましたが、河川の水質改善に伴い段階的に 5 か所を休止し、令和 5 年現在は二ツ木浄化施設 1 か所の稼働となっています。

表 2-2 浄化施設の設置
松戸市施工・松戸市管理

No.	施設名称	場所 大字	浄化方法 (浄化水量 $\text{m}^3/\text{日}$)	完成年度 (状況)
1	小山浄化施設	小山	曝気付礫間接触酸化法 (1,500)	平成2年度 (休止中)
2	神田川上流 浄化施設	松戸	曝気付プラスチック接触酸化法 (2,500)	平成3年度 (休止中)
3	矢切新田堀 浄化施設	上矢切	曝気付プラスチック接触酸化法 (1,000)	平成4年度 (休止中)
4	二ツ木 浄化施設	幸谷	曝気付プラスチック接触酸化法 (6,750)	平成5年度
5	小金清志町 浄化施設	新松戸	曝気付プラスチック接触酸化法 (864)	平成12年度 (休止中)

千葉県施工・松戸市管理

No.	施設名称	場所 大字	浄化方法 (浄化水量 $\text{m}^3/\text{日}$)	完成年度 (状況)
6	中根浄化施設	中根	曝気付礫間接触酸化法 (23,300)	平成7年度 (休止中)
7	大金平 浄化施設	横須賀	曝気付球状碎石接触酸化法 (3,800)	平成9年度 (休止中)
8	富士川 浄化施設	東平賀	曝気付礫間プラスチック接触酸化法 (31,400)	平成12年度 (休止中)

国土交通省施工・国土交通省管理

No.	施設名称	場所 大字	浄化方法 (浄化水量 $\text{m}^3/\text{日}$)	完成年度 (状況)
9	古ヶ崎 浄化施設	古ヶ崎	曝気付礫間接触酸化法 (216,000)	平成10年度 (休止中)

6 本市における生活排水対策に関連する計画等

(1) 計画の概略

ア 松戸市総合計画（令和 4 年度～令和 11 年度）

松戸市では、平成 10 年（1998 年）4 月に、基本構想・前期基本計画・実施計画からなる松戸市総合計画を策定し、その後、平成 23 年（2011 年）に、後期基本計画を策定し、「住んでよいまち、訪ねてよいまち」を目指してまちづくりを進めてきました。

平成 27 年（2015 年）には、松戸市人口ビジョン・松戸市総合戦略を策定し、平成 29 年（2017 年）には、総合戦略に掲げた目標を実現するためのアクションプランとして、第 6 次実施計画を策定し、健全財政の確保を基本とし、できる限り次世代への負担を抑制できるよう「少子高齢化に対応した特色ある自立した都市」の実現に向けて、政策課題の解決に取り組んできました。

現在、日本は平成 20 年（2008 年）をピークに総人口が継続して減少する社会となっています。

人口減少社会は松戸市も例外ではなく、生産年齢人口（15～64 歳）の減少、その一方で、65 歳以上の人口はさらに増加することにより、一人の高齢者を支える現役世代の数が、現在よりも大幅に減少していくことが想定されます。

一方、東京都に隣接する松戸市は、近年、上野東京ラインや東京外かく環状道路の松戸インターチェンジのオープンなど、都心エリアへのアクセスがさらに向上する中で、子どもを産み、育てながらも就業しやすい街として各種施策の展開により、認知度が向上し、人口 50 万人規模を有する全国的にも大きな都市に成長を続けています。

しかしながら、今般の新型コロナウイルスの世界的な流行を受け、人口が密集する東京都の感染拡大の影響が、松戸市の市民生活、社会経済に大きな脅威となっている現状があります。

こうした松戸市をとりまく時々刻々と変化する社会経済環境に松戸市が柔軟に対応するには、これまでの実績をベースとして、広い視野で将来の予測をしつつ、市の課題に優先順位をつけながら、しっかりと取り組む必要があります。

その上で、子育て世代や若者に選ばれ、高齢者を含め、全世代が健やかに安心して暮らせる自立した都市へ進化を続けなければなりません。

そこで、松戸市は、つよくしなやかに松戸の新たな時代を切り開くために、これまでの総合計画や総合戦略の基本的な考え方を踏襲しつつ、新たな手法を取り入れながら、これから 8 年間で取り組む松戸市の政策、

施策をとりまとめた新たな総合計画を策定することとしました。

イ 松戸市環境基本計画（2022（令和4）年度～2030（令和12）年度）

松戸市では、1998年4月に策定した「松戸市環境計画」（以下『前計画』といいます。）に基づき、市民・事業者及び市が一体となって、様々な環境施策に取り組んできました。

前計画の策定以降、環境行政を取り巻く状況は大きく変化しています。国際的な動きとしては、2015年に開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、気候変動対策の国際的枠組である「パリ協定」が採択され、翌年発効しました。また、2015年9月の「国連持続可能な開発サミット」において示された持続可能な開発目標（SDGs）をもとに、国際的に協力しながら、様々な取組が進められています。さらに、日本国内においても、気候変動の深刻化、東日本大震災を契機とするエネルギー問題、食品ロスやプラスチックごみによる海洋汚染、生物多様性の減少なども顕在化しています。

松戸市においては、人口の増加や都市化に伴う緑の減少、人々の暮らし方に起因する環境問題がありますが、一方で、里山の保全など、市民を中心とした環境活動も盛んに行われています。

環境問題は、私たちの行動にも大きく関わるものであり、将来世代により良い環境を引き継いでいくためには、私たち一人ひとりが環境に配慮するとともに、市民・事業者及び市が連携して取組を進めることが重要です。

そこで、各主体の環境に配慮した行動指針を示すものとして、本市の環境政策を総合的かつ計画的に推進するため、「松戸市環境基本計画」を策定しました。

ウ 生活排水処理基本計画（令和4年度～令和13年度）

市民が快適な生活を送るうえで、生活排水処理は欠くことのできないライフラインです。し尿や生活雑排水を適正に処理し、公共用水域の汚濁防止に努めることで、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目指します。

生活排水処理においては、公共下水道での処理を主体とし、下水道が整備されていない地域については合併処理浄化槽で処理することとします。

また、浄化槽から発生する汚泥や非水洗化世帯※のし尿については、し尿処理施設で適正に処理し、環境への負荷を抑制します。

※非水洗化世帯：汲み取り世帯。松戸市では汲み取りを水洗化するための水洗便所改造資金貸付制度を実施しています。

(2) 上位計画と本計画の関係

ア 松戸市総合計画

第3章、基本目標3「まちの再生・リニューアル～居心地の良い魅力的なまちづくり～」3-4「市内を流れる河川の安全性と親水機能の向上（政策）」、3-5「良質な下水道サービスの持続的な提供（政策）」等の一部として、本計画は主に下水道整備で市内河川等への生活排水による汚濁軽減を目指します。

基本目標3 まちの再生・リニューアル

～居心地の良い魅力的なまちづくり～

■基本的方向

主要駅周辺の市街地整備、住宅政策の更なる推進に加え、都市計画道路整備を含めた市内道路整備、公園の整備及び緑地の保全、河川整備、下水道整備等総合的なまちづくりを進めます。

イ 松戸市環境基本計画

第3章「めざすまちの将来像と基本目標等」3.2「基本目標等」に掲げる「基本目標4 安全・安心で快適な生活環境の保全」の施策4.4の一部として、本計画では生活排水対策を通じて市内河川水質の環境基準達成の維持により水環境の保全を目指します。

4.4 安全・安心で快適な生活環境の保全

<本市における課題と今後の方針>

本市では、大気環境や水環境の監視を継続するとともに、市民へのわかりやすい情報提供を進めていく必要があります。また、適切な管理が行われていない空き家では、防災・防犯機能の低下、ごみなどの不法投棄等の誘発、火災発生への懸念、景観・風景の阻害など、多岐にわたる問題が懸念されます。

本分野では、健康で快適な暮らしを確保するため、大気環境・水環境を保全すると共に、騒音、振動、悪臭対策や美化活動の推進、空き家対策などに取り組みます。

(3) 本市に係る生活排水対策に関連する計画等

江戸川・坂川清流ルネッサンス連絡会

真間川流域水循環系再生行動計画

東京湾総量削減計画
松戸市污水適正処理構想

7 生活排水対策の実施の推進に関する基本的方針

(1) 目指すべき水環境

本計画は水質汚濁防止法に基づき生活排水対策の推進を図るだけでなく、上位計画である松戸市総合計画の基本目標「まちの再生・リニューアル～居心地の良い魅力的なまちづくり～」及び松戸市環境基本計画の基本目標「安全・安心で快適な生活環境の保全」の一部を推進するという位置づけもあります。

したがって本計画の目指すべき水環境は、法定の水質汚濁の対策にとどまらず、上位計画で目標としている松戸市全体のまちづくりや生活環境における生活排水に関する水環境も目指します。

この目指すべき水環境に向けて生活排水対策を推進します。

また、これに併せて各河川では次のような水環境を目指します。

ア 坂川流域（坂川、新坂川）

地下水涵養施策を持続的にそして発展的に実施することで、地下水位の維持を図り、坂川水系の水質改善の貢献および河川の自流量を確保し、川に生息する魚類等水生生物の生息環境の保全・創出を図ります。

イ 真間川流域（国分川）

これまでの暮らし方を見直し、自然との共生を目指した都市生活を営むために、人と水のより良い関わり「雨水を貯める、利用する、浸透させる」を取り込んだ水循環系のしくみを構築します。

(2) 対策実施の基本的方針

現状では、河川の水質は環境基準点と環境基準補助点において環境基準を達成していますが、水質汚濁の対策のみならず上位計画の基本目標達成・維持のために生活排水対策を実施します。

対策実施の基本的方針としては、生活排水処理施設の整備、生活排水対策に係る啓発、その他の生活排水対策の実施の推進に関し必要な事項を推進することとします。

(3) 河川流域ごとの基本的方針

ア 坂川流域（坂川、新坂川）

平成 23 年 10 月 21 日に「清流ルネッサンスによる江戸川中流部及び坂川

河川網水環境復活宣言」がなされたことにより、「清流ルネッサンス 21」及び「清流ルネッサンスⅡ」は一定の役目を終えました。引き続き松戸市を含めた流域住民及び関係行政機関が連携し、江戸川中流部と坂川の更なる水環境改善を進め、清流を取り戻し、将来にわたって維持していくため「江戸川・坂川清流ルネッサンス連絡会」の枠組みを継続していきます。

イ 真間川流域（国分川）

平成 16 年 3 月に策定された「真間川流域水循環系再生構想」に則り、平成 21 年 4 月に「真間川流域水循環系再生行動計画」が策定されました。この計画は、真間川の支川である国分川も含めた流域について定められているため、本計画における国分川に関する生活排水対策はこの計画に基づいて推進します。

(4) 重点地域の目標水質

環境基準は、水質保全行政の目標として、維持されることが望ましい基準として定められており、現在達成されています。

一方、上位計画である松戸市総合計画の基本目標「まちの再生・リニューアル～居心地の良い魅力的なまちづくり～」で河川において別途独自の数値目標があります。

これより目標水質は、前計画では環境基準としていましたが、本計画では水質保全行政のみならず上位計画の基本目標達成のため、表 3 のとおりこの数値目標を目標とします。

表 3 重点地域の目標水質 (単位：BOD75%値)

河川名（地点名）	現状 (令和 5 年度)	環境基準	目標 (令和 13 年度)
坂川（弁天橋）	2.1 mg/L	10 mg/L 以下	5.0 mg/L 以下 (現状維持)
新坂川（さかね橋）	3.3 mg/L	10 mg/L 以下	5.0 mg/L 以下 (現状維持)
国分川（秋山弁天橋）	6.7 mg/L	10 mg/L 以下	10.0 mg/L 以下 (現状維持)

8 生活排水処理施設の整備に関する事項

(1) 下水道整備

本市の実施する生活排水対策としては、第一に公共下水道の整備となります。そこで、本市では生活排水処理施設として公共下水道を整備する方針とします。

本市の下水道計画の概要は、表 4-1、表 4-2 のとおりです。

表 4-1 全体計画

流域名	面積	人口
江戸川左岸	5,300ha	404,000 人
手賀沼	420ha	35,000 人
合計	5,720ha	439,000 人

※目標年度は江戸川左岸令和 31 年度、手賀沼令和 33 年度

全体計画とは、本市における将来的な下水道施設の配置計画を定めたものです。

全体計画の合計面積は、松戸市の行政区域のうち、八柱霊園と江戸川河川敷を除いた面積です。

表 4-2 下水道法事業計画

区分	流域名	下水道法事業計画面積	計画人口
流域関係	江戸川左岸	3,702ha	385,530 人
	手賀沼	360ha	40,280 人
	小計	4,062ha	425,810 人
単独公共	金ヶ作	163ha	20,430 人
	小計	163ha	20,430 人
市全体	合計	4,225ha	446,240 人

※目標年度は江戸川左岸・手賀沼令和 8 年度／金ヶ作令和 13 年度

下水道法事業計画は概ね 5～7 年後の実現可能な、施設や計画を対象とし、千葉県知事と協議し了承を得るものです。

単独処理浄化槽は新たに設置できなくなったため、今後、建築物の建替とともに自然に減少していくものと考えられます。

(2) 生活排水処理の推計

令和5年度までの松戸市污水適正処理構想を反映した生活排水処理構成比率の目標年度（令和13年度）推計は次の表4-3のとおりです。

これは下水道水洗化人口及び合併浄化槽人口の構成比率を生活雑排水水洗化処理率、単独浄化槽人口及び汲み取り人口の構成比率を生活雑排水未処理率として推計したものとなります。

表4-3 生活排水処理構成比率の推計 (単位 %)

年度	生活雑排水 水洗化処理率	生活雑排水 未処理率
R 6 (2024)	97.36	2.64
R 7 (2025)	97.47	2.53
R 8 (2026)	97.57	2.43
R 9 (2027)	97.64	2.36
R 10 (2028)	97.71	2.29
R 11 (2029)	97.78	2.22
R 12 (2030)	97.84	2.16
R 13 (2031)	97.89	2.11

(3) 生活排水処理施設の整備に関する目標

生活排水処理施設の整備に関する目標を表 4-4 のとおり定めます。

表 4-4 生活排水処理施設の整備に関する目標

項目	現状 (令和 5 年度末)	目標 (令和 13 年度末)
生活雑排水水洗化処理率	97.2%	97.9%以上

9 生活排水対策に係る啓発に関する事項

公共下水道が普及するまでの間、生活雑排水が未処理で放流される世帯に対し、生活排水に対する注意事項などの啓発をします。

イベント等の機会や広報まつどへの記事掲載で、次のことを啓発します。

(1) 広報紙の活用

ア 毎年、9月10日の「下水道の日」にあわせ、広報まつど9月1日号に下水道に関する啓発記事を掲載します。

イ 毎年、10月1日の「浄化槽の日」にあわせ、広報まつど9月15日号に浄化槽の保守点検、清掃及び法定検査に係る啓発記事を掲載します。

(2) ホームページ等での情報提供の充実

ア 上記の内容を松戸市公式ホームページ上にて公開します。

イ 国及び県等が実施する啓発事業等の協力依頼に協力し、情報提供の拡充に努めます。

(3) 啓発イベントの実施

市民の生活排水に対する普段の生活への意識向上を目指すため、現在の河川の状況、人間が普段の生活で河川に及ぼす影響を、具体例を通じて市民が体験できるイベントを実施し、市民に生活排水対策を身近に感じられるよう努めます。

ア パックテストによる水質検査を主体としたイベントを実施します。場合により気温、水温、透視度なども合わせて実施します。水質検査を市民に体験してもらうことで、河川の汚濁は水質検査によって知ることができるという水質検査の意義を知るだけでなく、汚濁の度合いを視覚的に体感できるため、汚濁をわかりやすく知ることができます。また、河川への興味をより深められるよう水辺の生き物の観察も行います。

イ 河川と市民の関わりや水質検査、水生生物について、視覚的にわかりやすいよう啓発パネルをイベント時などの機会に展示します。

ウ イベント参加者などにイベントや生活排水に係るアンケートを実施します。アンケートにより市民の生活排水に対する意識を知ることができます。アンケートの結果を用いて、今後のイベントの開催時期やイベントの開催方法などを検討します。

10 その他の生活排水対策の実施の推進に関し必要な事項

(1) 公共下水道（処理区域内）への接続促進

ア 私道下水道敷設補助金交付制度

下水道の普及促進のため私道内に排水設備を敷設する者に対し、当該施設に係る費用について、交付金要綱に基づき補助金を交付します。

イ 水洗便所改造資金貸付制度

くみ取り便所を水洗便所に改造、または、浄化槽を廃止し、公共下水道に接続する場合、その工事費用を無利息で貸し付けます。

ウ 接続促進活動

供用開始の通知時に、直接訪問により水洗化についての普及活動を実施します。

供用開始から 1 年後以降は、文書による促進指導を行い水洗普及活動や広報誌による啓発を行います。

(2) 浄化槽の適正な維持管理等に関すること

ア 浄化槽法に基づく保守点検、清掃及び法定検査

浄化槽を使用する者は、浄化槽法の規定に基づき定期的な保守及び点検を実施し、公共用水域への負荷軽減に努めなければなりません。

また、上記の保守・点検及び清掃を適切に実施しない者に対し、浄化槽法に基づく指導等を千葉県が行います。

イ みなし浄化槽（単独処理浄化槽）の合併処理化

浄化槽法の一部を改正する法律附則第 3 条により、「既存単独処理浄化槽（新法第 3 条の 3 第 1 項ただし書に規定する設備又は施設に該当するものを除く。）を使用する者は、新法第 2 条第 1 号に規定する雑排水が公共用水域等に放流される前に処理されるようにするため、同号に規定する浄化槽の設置等に努めなければならない。」とされました。

これにより、みなし浄化槽を使用する者が、合併処理浄化槽へ転換することにより、未処理のまま公共用水域へ放流されていた生活雑排水が削減されます。

浄化槽法の一部を改正する法律(平成 12 年法律第 106 号)

附 則

第 3 条 既存単独処理浄化槽（新法第 3 条の 2 第 1 項ただし書に規定する設備又は施設に該当するものを除く。）を使用する者は、新法第 2 条第 1 号に規定する雑排水が公共用水域等に放流される前に処理されるようにするため、同号に規定する浄化槽の設置等に努めなければならない。

(3) 水質汚濁防止法特定施設に関すること

ア 特定施設の届出

201 人槽以上の浄化槽は、し尿処理施設又は東京湾流域の指定地域特定施設として、設置者には水質汚濁防止法に規定される特定施設の届出義務が発生します。

これら施設のうち市民生活を担う浄化槽について、各設置者に対し生活排水対策の意識啓発を実施します。

イ 特定施設の排水規制

千葉県で東京湾流域の場合 1 日あたり 30 立方メートル以上の排水を行う特定施設には排水規制基準が適用されます。

これら規制基準が適用される施設については、松戸市により立入検査を実施します。このうち市民生活を担う浄化槽には生活排水対策の啓発を併せて行っていきます。

ウ 東京湾流域総量規制

東京湾流域で 1 日あたり 50 立方メートル以上の排水を行う特定施設には、東京湾流域に係る総量規制が適用されます。

これら総量規制が適用される施設の設置者は、COD、窒素、りんを毎月 1 回以上測定して記録しておく必要があります。松戸市はこの水質検査結果を入手し、汚濁状況を確認します。このうち市民生活を担う浄化槽には生活排水対策の啓発を併せて行っていきます。

11 環境省、千葉県からの通知

環境省や千葉県から本計画や重点地域指定に関する通知があった場合、都度計画を見直し、必要な修正をすることとします。